



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 選挙管理委員会告示

- 93 和歌山県知事選挙の期日
- 94 和歌山県知事選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名
- 95 投票用紙の様式
- 96 選挙長にする届出の受理場所
- 97 選挙公報に掲載する掲載文の紙面の大きさ等
- 98 選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所等
- 99 政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所等
- 100 ポスター等の撤去
- 101 和歌山県知事選挙の選挙会の場所等
- 102 候補者 1 人につき支出することのできる金額の制限額

○ 選挙長告示

- 1 選挙立会人となるべき者のくじを行う場所等

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第 93 号

和歌山県知事選挙を平成 16 年 8 月 8 日に行う。

平成 16 年 7 月 22 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮三

和歌山県選挙管理委員会告示第 94 号

平成 16 年 8 月 8 日執行の和歌山県知事選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成 16 年 7 月 22 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮三

区 分	氏 名	住 所
選挙長	山本恒男	和歌山市三葛 208 番地の 4
選挙長職務代理者	中村利男	東牟婁郡那智勝浦町築地五丁目 2 番地 25

和歌山県選挙管理委員会告示第 95 号

平成 16 年 8 月 8 日執行の和歌山県知事選挙に使用する投票用紙の様式を次のように定める。

平成 16 年 7 月 22 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北村 亮三

県知事選挙	
候補者氏名	

平成十六年執行
 和歌山県知事選挙投票

〈注意〉
 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

和歌山県選挙管理委員会印

備考

- 1 大きさは、おおむね縦 12.8 センチメートル、横 8 センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、うす桃色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、点字投票と印刷する。

和歌山県選挙管理委員会告示第 96 号

平成 16 年 8 月 8 日執行の和歌山県知事選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

平成 16 年 7 月 22 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三
和歌山県庁本館 3 階選挙管理委員会室

(平成 16 年 7 月 22 日については、和歌山県庁本館 4 階正庁)

和歌山県選挙管理委員会告示第 97 号

平成 16 年 8 月 8 日執行の和歌山県知事選挙において、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 167 条第 1 項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者 1 人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のように定める。

平成 16 年 7 月 22 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三

- 1 紙面 おおむね縦 15 センチメートル、横 36 センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ 4 センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第 98 号

平成 16 年 8 月 8 日執行の和歌山県知事選挙において、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 169 条第 5 項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成 16 年 7 月 22 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成 16 年 7 月 23 日 午後 5 時 30 分

和歌山県選挙管理委員会告示第 99 号

平成 16 年 8 月 8 日執行の和歌山県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程(平成 6 年自治省告示第 165 号)第 14 条第 1 項の規定による政見放送の日時を定めるためのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成 16 年 7 月 22 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成 16 年 7 月 22 日 午後 5 時 30 分

和歌山県選挙管理委員会告示第 100 号

平成 16 年 8 月 8 日執行の和歌山県知事選挙において、選挙運動のために使用する文書図画で公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 143 条(文書図画の掲示)、第 144 条(ポスターの数)、第 145 条(ポスターの掲示箇所等)若しくは第 164 条の 2(個人演説会等の会場の掲示の特例)の規定に違反し

て掲示したもの若しくは同法第 143 条の 2(文書図画の撤去義務)の規定に違反して撤去しないもの又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で同法第 146 条(文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)の規定に該当するものがあるとき、又は政治活動のために使用する文書図画で同法第 14 章の 3(政党その他の政治団体等の選挙における政治活動)の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第 201 条の 11(政治活動の態様)第 10 項及び同法第 201 条の 14(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)第 1 項の規定に違反して撤去しないものがあるときは、その責任者において速やかに撤去しなければならない。

平成 16 年 7 月 22 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三

和歌山県選挙管理委員会告示第 101 号

平成 16 年 8 月 8 日執行の和歌山県知事選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成 16 年 7 月 22 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成 16 年 8 月 10 日 午前 11 時

和歌山県選挙管理委員会告示第 102 号

平成 16 年 8 月 8 日執行の和歌山県知事選挙において、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 194 条の規定により、選挙運動に関し候補者 1 人について支出することのできる金額の制限額は、次のとおりである。

平成 16 年 7 月 22 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三

30,296,400 円

選挙長告示

和歌山県知事選挙選挙長告示第 1 号

平成 16 年 8 月 8 日執行の和歌山県知事選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成 16 年 7 月 22 日

和歌山県知事選挙選挙長 山 本 恒 男

- 1 場所 和歌山県庁
- 2 日時 平成 16 年 8 月 6 日 午前 11 時